

新興国好配当株式ファンド(毎月分配型)

追加型投信/海外/株式

愛称: エマージング・スター

★ E M E R G I N G S T A R ★



データ基準日: 2017年1月25日

平素は「新興国好配当株式ファンド(毎月分配型)」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、当ファンドは2017年1月25日に第70期決算を迎えましたが、足下の基準価額および市場環境の状況等から分配金の見直しを行い、分配金(1万口当たり、税引き前)を20円に引き下げましたのでお知らせ申し上げます。

■2017年1月25日に第70期決算を迎えました。

分配金(税引き前、1万口当たり)

20円

基準価額* (1万口当たり)

5,860円

*分配落ち後の基準価額

分配金実績(1万口あたり、税引き前)

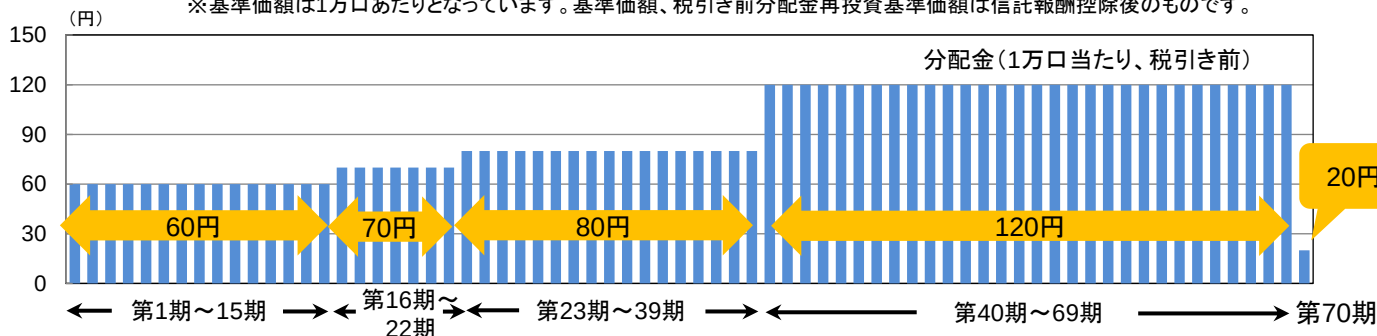
第1～15期	2011年4月25日～2012年6月25日	各60円
第16～22期	2012年7月25日～2013年1月25日	各70円
第23～39期	2013年2月25日～2014年6月25日	各80円
第40～69期	2014年7月25日～2016年12月26日	各120円
第70期	2017年1月25日	20円
分配金累計		6,370円

※分配金の金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。上記の表は過去の実績であり運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配を行わない場合があります。

設定来の運用状況と分配金の推移



※基準価額は1万口あたりとなっています。基準価額、税引き前分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものです。



上記は過去の実績であり、将来の当ファンドの運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●当ファンドの運用により生じた損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。●当ファンドのご購入に際しては、販売会社よりお渡りする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

新興国好配当株式ファンド(毎月分配型)

追加型投信/海外/株式

愛称: エマージング・スター

★ E M E R G I N G ★ S T A R ★



データ基準日: 2017年1月25日

分配金引下げの背景と当ファンドの運用実績

新興国好配当株式ファンド(毎月分配型)は、収益分配方針に基づいて分配を行うことを目指しており、第1期～15期までは各60円(1万口当たり、税引き前、以下同じ)、第16～22期までは各70円、第23期～39期までは各80円、第40期～69期までは各120円の分配金をお支払いしてきました。しかしながら、足下の当ファンドの分配金は、期中の収益(配当等収益及び売買益)だけでなく、これまでに積み立てた分配対象額の一部を取り崩してお支払いしている状況にあり、結果的に当ファンドの基準価額を下げる要因となっています。第70期決算におきましては、こうした状況を踏まえ、分配金を20円へ引き下げることとしました。

当ファンドが投資対象としている新興国株式市場については、新興国株式全般の動きを示す代表的な指数であるMSCIエマージング指数(現地通貨ベース)の2016年の年間騰落率は+9.7%と大きく上昇したものの、国毎の騰落率に差が出る結果となりました。国別でみると、石油輸出国機構(OPEC)加盟国による原油の減産合意などを背景に原油価格が反発したことなどを受けて、ロシアやブラジルなどの株式市場が大きく上昇しました。一方、流動性や財務内容に問題がなく、且つ、配当利回り水準など投資魅力度が高い株式を中心としたポートフォリオを維持した結果、投資国別配分で上位となっていた南アフリカや中国(香港)などの株式市場は上値の重い展開が続きました。南アフリカは主要輸出品である金価格が年央以降下落したこと、中国は経済指標の改善を受けて政策当局による金融緩和期待が後退したことなどが、2016年の年間騰落率にマイナスの影響を与えました。為替市場の2016年の年間騰落率(対円)では、ブラジルレアルやロシアルーブルなどの一部通貨が上昇したものの、その他新興国通貨は下落しました。

このような環境下で、2016年の当ファンドの基準価額は5.45%下落しました(分配金再投資ベース)。円ベースで見たパフォーマンスの悪化に加え、当ファンドの平均配当利回りは2012年以降低下基調が続いていることなども分配金引き下げの背景です。

今後の見通し

中国やブラジルなど一部の国で景気が底入れしつつありますが、新興国全体の本格的な景気回復にはもう暫く時間を要すると考えています。また、2017年については、ドナルド・トランプ次期米政権との対立などにより地政学リスクが大きく高まる可能性は完全には排除できないものの、主要先進国に比べて引き続き高い経済成長が期待できることなどから、一部新興国市場は引き続き有望な市場であると見ています。一方で、エルドアン大統領の権限強化の阻止を狙いテロが多発しているトルコ、欧米主要国の経済制裁措置が続いているロシア、トランプ次期米大統領の政策などの悪影響が懸念されるメキシコなどについては、引き続き注意が必要であると見ています。

先進国では、米国でのトランプ政権発足(1月)に加えて、オランダ下院選挙(3月)、フランス大統領選挙(4-6月)、ドイツ総選挙(9月ごろ)などの政治的イベントが多数控えており、昨年の英国国民投票や米国大統領選挙のように想定外の結果になった場合、投資家のリスク回避的な動きから当ファンドの投資対象である新興国株式市場が大きく下落する可能性があります。新興国市場は、新興国の高い成長期待に伴う資金流入の増加などにより、中期的には底堅く推移すると考えられますが、英国の欧州連合(EU)離脱交渉や米国の金融政策に対する不透明感が強まる局面では、短期的に価格変動性が高まることも想定されます。

当ファンドは、上述のような経済イベントが新興国に与える影響、新興国内のリスクや各国の財政状況などを注視しながら、運用を行ってまいります。

新興国好配当株式ファンド(毎月分配型)

追加型投信/海外/株式

愛称: エマージング・スター

★ E M E R G I N G S T A R ★



お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 収益分配金を再投資する場合は1口の整数倍とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※ファンドの基準価額は1万円当たりで表示しています。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	換金申込受付日から起算して7営業日目より、申込みの販売会社でお支払いします。
購入・換金 申込不可日	ニューヨークまたはルクセンブルグの取引所の休場日もしくはニューヨークまたはルクセンブルグの銀行の休業日 ならびに委託会社が別途定める日
申込締切時間	営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込み分とします。
購入の申込期間	平成26年5月24日～平成27年5月25日 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。
購入・換金 申込受付中止 および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある ときは、委託会社は、受益権の購入・換金の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受付けた申込みの 受け付けを取消す場合があります。
信託期間	平成33年3月25日まで(当初信託設定日:平成23年3月15日)
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。
決算日	毎月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎月決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※「一般コース」および「自動継続投資コース」があります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	2,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎特定期間(原則として、毎年2月26日から8月25日までおよび8月26日から翌年2月25日まで)終了後および償還時 に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 法人の受益者の場合、益金不算入制度の適用はありません。

新興国好配当株式ファンド(毎月分配型)

追加型投信/海外/株式

愛称: エマージング・スター

★ E M E R G I N G S T A R ★



ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資家が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.78%(税抜 3.5%)を上限 として販売会社が定める手数料率を、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に乘じて得た額となります。 ※自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.2% の率を乗じて得た額とします。

投資家が信託財産で間接的に負担する費用

当該ファンドの運用管理費用(信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に 年率0.8964%(税抜 0.83%) を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。 運用管理費用(信託報酬)の配分は、以下のとおりです。						
	<table border="1"> <tr> <td>(委託会社)</td><td>年率0.10%(税抜)</td></tr> <tr> <td>(販売会社)</td><td>年率0.70%(税抜)</td></tr> <tr> <td>(受託会社)</td><td>年率0.03%(税抜)</td></tr> </table>	(委託会社)	年率0.10%(税抜)	(販売会社)	年率0.70%(税抜)	(受託会社)	年率0.03%(税抜)
(委託会社)	年率0.10%(税抜)						
(販売会社)	年率0.70%(税抜)						
(受託会社)	年率0.03%(税抜)						
投資対象とする投資信託証券の管理報酬等	・メロン・オブショア・ファンズ-BNYメロン・エマージング・マーケッツ・エクイティ・インカム・ファンド ……純資産総額に対して年率0.91% ・BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用) ……純資産総額に対して年率0.0324%(税抜0.03%)~0.162%(税抜0.15%)						
実質的な負担	年率1.8064%程度(概算) ※管理報酬等には年間最低報酬額が定められているものもあるため、純資産総額によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。						
その他費用・手数料	監査費用、目論見書等の作成、印刷および交付費用ならびに公告費用等の管理、運営にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管費用等が、信託財産より支払われます。 (注)この他に、投資対象とする投資信託証券においても、上記費用に類する費用がかかります。 ◆その他費用・手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、料率、上限額等を表示することができません。						

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、平成26年4月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称: NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

新興国好配当株式ファンド(毎月分配型)

追加型投信/海外/株式

愛称: エマージング・スター

★ E M E R G I N G S T A R ★



収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

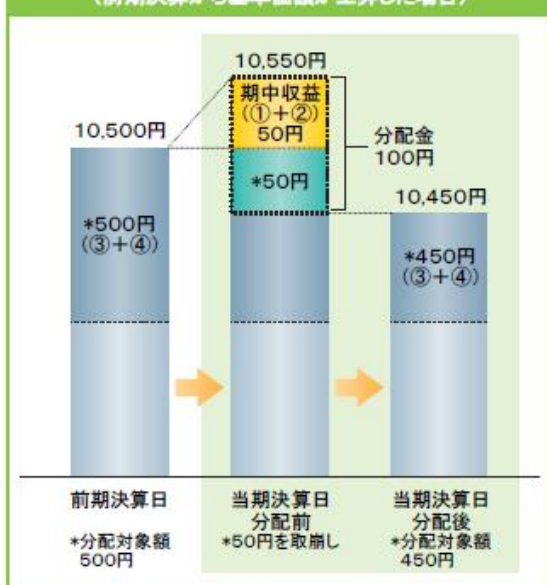
投資信託の純資産

分配金

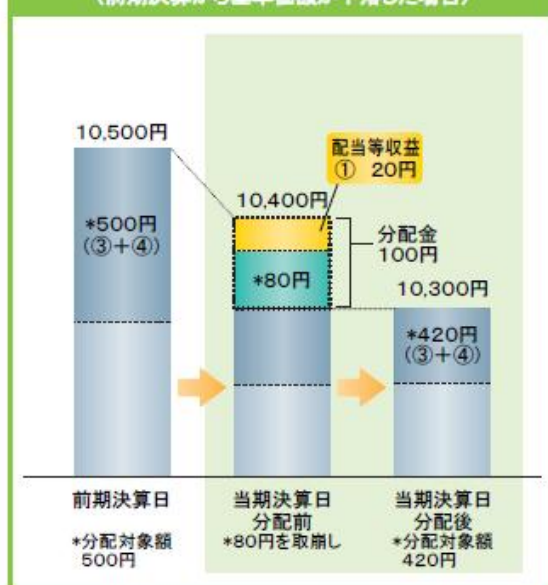
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算から基準価額が上昇した場合)



(前期決算から基準価額が下落した場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

新興国好配当株式ファンド(毎月分配型)

追加型投信/海外/株式

愛称: エマージング・スター

★ E M E R G I N G ★ S T A R ★



投資リスク

基準価額の変動要因(主な投資リスク)

当ファンドは、国内外の投資信託証券を主要投資対象としていますので、投資する投資信託証券の基準価額の変動により、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

価格変動リスク	投資信託証券を通じて投資を行う株式の価格動向は、個々の企業の活動や、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、組入れ投資信託の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。
株式の発行企業の信用リスク	当ファンドは、投資信託証券を通じて株式への投資を行うため、株式発行企業の信用リスクを伴います。株式発行企業の経営・財務状況の悪化等に伴う株価の下落により、当ファンドの基準価額が下落し元本欠損が生ずるおそれがあります。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金がほとんど回収できなくなることもあります。
流動性リスク	流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。流動性リスクが小さい資産とは、注文執行後、希望価格で売却可能な資産のことをいいます。市場規模や取引量が小さい市場に投資する場合、また市場環境の急変等があった場合、流動性の状況によって期待される価格で売却できないことがあり基準価額の変動要因となります。
為替変動リスク	為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価額が変動するリスクのことをいいます。外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
カントリー・リスク	新興国に投資する場合、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資金凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)などにより、運用上予期しない制約を受ける可能性があります。また、情報の開示などの基準が先進国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。加えて、税制においても先進国と異なる場合があります。一方的に税制が変更されることもあります。以上のような要因は、ファンドの価値を大幅に変動または下落させる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

クーリング・オフ	当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
収益分配金にかかる留意点	- 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。 - 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。 - 収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。

リスクの管理体制

ファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門における日々のモニタリングに加えて、運用部門から独立した組織体制においても行っています。

- ファンドの運用計画書の審議、運用実績の評価、運用に関する法令および内部規則の遵守状況の確認、最良執行に関する方針の策定および確認を行います。
- コンプライアンスおよびリスク管理にかかる審議・決定を行い、委託会社の法令遵守・リスク管理として必要な内部管理体制を確保します。



委託会社、その他関係法人

- [委 託 会 社] BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（信託財産の運用指図等）
- [受 託 会 社] 株式会社りそな銀行（ファンドの保管・管理業務等）
- [販 売 会 社] （ファンドの募集・販売の取扱い等）

お申込み、投資信託説明書（目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○	○
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○